

○石岡市建設工事に係る共同企業体取扱規程

平成17年10月 1 日

訓令第85号

改正 平成19年 3 月16日訓令第26号

平成26年 3 月31日訓令第 7 号

令和元年10月 1 日訓令第 8 号

(趣旨)

第1条 この訓令は、石岡市建設工事等入札参加資格審査要綱(平成17年石岡市訓令第14号。以下「審査要綱」という。)に定めるほか、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)に関する基本要件、結成の基準及びその他必要な事項についてその取扱いを定めるものとする。

(基本要件)

第2条 共同企業体は、運営責任の明確化及び総合力の発揮のため、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 構成員相互の利害関係の複雑性、協調の困難性を避け、運営責任の明確化を図るため、構成員数は、3建設業者以内とすること。
- (2) 総合力発揮のため工事の施工に当たっての各構成員が資本、技術及び材料等を提供し、実質的に施工能力が増大するものであること。
- (3) 運営形態は、構成員が一体となって施工する方式を原則とすること。
- (4) 工事の施工において、下請負代金の額(その工事に係る下請負契約が2以上あるときは下請負金額の総額)が、4,000万円(建築一式工事は6,000万円)以上となる下請負契約を締結して施工できるものは、構成員の中に建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けた者がいなければならないこと。
- (5) 出資比率の下限は、2者の場合は30パーセント、3者の場合は20パーセントとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

2 共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) すべての構成員は、当該申請に対応する許可業種に係る監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有するものが存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置し得ること。
- (2) すべての構成員は、当該申請に対応する許可業種について、許可後営業年数が3年以上あり、かつ、審査要綱第11条に規定する建設工事入札参加資格者名簿に登載されてい

ること。

(共同企業体の結成)

第3条 共同企業体は、大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して建設業者が技術力等を結集することにより、工事の安定的施工を確保する必要がある場合等であって、工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工を要する建設工事は、石岡市建設工事等請負業者選考委員会規程（平成17年石岡市訓令第82号）第1条に定める石岡市建設工事等請負業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考に基づき、市長が認めたときに結成するものとする。

(対象工事)

第4条 選考委員会が共同企業体による施工を要する建設工事として選考できるものは、次に掲げる工事とする。

- (1) 土木工事 1件の請負に付する額2億円以上又は特殊技術を要するシールド、ダム、トンネル、橋りょう下部、下水（污水）処理、港湾、浄水場、共同溝、鉄道高架、しゅんせつ、頭首工、機場、推進、調整池、土地区画整理等の工事
- (2) 建築工事 1件の請負に付する額3億円以上又は特殊技術を要する美術館、博物館、演芸場、展望台等の工事
- (3) 電気、管工事 1件の請負に付する額1億円以上又は特殊技術を要する工事

(結成の基準)

第5条 共同企業体の結成は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 代表者となる構成員 施工を目的とする工事と同じ業種の建設業者であって過去3箇年間に元請負として、特定の工事と内容を同じくする同規模程度以上の工事を施工した経験を有するものであること。
- (2) 代表者以外の構成員 施工を目的とする工事と同じ業種の者で当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験を有するものであること。
- (3) 当該共同企業体の構成員は、同一の工事について、他の共同企業体の構成員となっていないこと。

(構成員の選定等)

第6条 選考委員会が共同企業体の構成員となるべき者を選定しようとするときは、グループに区分して行うものとする。

2 構成員を選定したときは、共同企業体構成員決定報告書（様式第1号）により、市長に報

告する。

- 3 市長は、前項の通知を受けたときは、特定建設工事企業体構成員選定通知書（様式第2号）により、当該構成員に通知するものとする。

（資格審査の申請）

第7条 前条第3項の通知を受けた者で、入札に参加しようとするものは、共同企業体を結成し、共同企業体入札参加資格申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、特定建設工事共同企業体協定書（様式第4号）、委任状（様式第5号）を添付しなければならない。

（辞退届）

第8条 第6条第3項に規定する通知を受けた建設業者で、共同企業体を結成する意思を有しないものは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（資格審査）

第9条 市長は、第7条の申請があったときは、当該共同企業体の入札参加資格の有無の審査について、審査要綱第5条に規定する石岡市入札参加者資格審査委員会で行うものとする。

（審査結果の通知）

第10条 市長は、共同企業体の入札参加資格の有無について決定したときは、その旨を共同企業体入札参加資格審査決定通知書（様式第6号）により、当該共同企業体の代表者に通知するものとする。

（共同企業体の格付）

第11条 共同企業体の格付等級は、当該共同企業体の代表者の格付等級とする。

（編成表の提出）

第12条 工事を受注した共同企業体は、構成員全員による共同施工を確保するため、請負契約を締結する際に、特定建設工事共同企業体編成表（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（自主結成）

第13条 共同企業体の結成は、第6条の規定にかかわらず、選考委員会の決定に基づき、市長が認めた建設工事については、建設業者の自主的な結成によることができる。

- 2 結成の基準、条件等については、市長の承認を得て選考委員会で定めるものとする。

（その他）

第14条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長の承認を得て選考委員会で定め

るものとする。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日訓令第26号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第7号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の石岡市建設工事に係る共同企業体取扱規程の規定は、この訓令の施行の日以後に新たに締結する契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則（令和元年10月1日訓令第8号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の石岡市建設工事に係る共同企業体取扱規程の規定は、この訓令の施行の日以後に新たに締結する契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

石岡市長 宛

石岡市建設工事等請負業者選考委員会  
委員長 副市長 印

共同企業体構成員決定報告書

このことについて、下記のとおり決定されたので報告します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 構 成 員  
別紙のとおり

様式第2号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

石岡市長

印

特定建設工事企業体構成員選定通知書

このことについて、下記のとおり特定建設工事共同企業体の構成員として、貴社が選定されたので、希望があれば特定建設工事共同企業体を結成の上、建設工事入札参加資格審査の申請をしてください。

記

1 入札対象工事

- (1) 工 事 名
- (2) 工 事 場 所

2 資格審査申請

- (1) 日 時 年 月 日 午(前, 後) 時 分
- (2) 場 所

3 資格審査申請書類

- (1) 共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第3号)
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書
- (3) 委任状
- (4) 現場代理人及び主任(監理)技術者配置予定書
- (5) 企業体構成員の建設業法による許可及び営業の種類

4 特定建設工事共同企業体の結成

特定建設工事企業体は、別紙「特定建設工事企業体構成員一覧表」のうち、他のグループの業者との間で結成してください。

なお、特定建設工事企業体構成員は、社で、2以上の構成員となることはできません。

5 資格審査手続の説明

- (1) 日 時 年 月 日 午(前, 後) 時 分
- (2) 場 所

別紙

特定建設工事共同企業体構成員一覧表

(第1グループ)

業 者 名	許 可 番 号	本 店 所 在 地	摘 要

本店所在地は、県内は市町村名、県外は都道府県名

(第2グループ)

業 者 名	許 可 番 号	本 店 所 在 地	摘 要

本店所在地は、県内は市町村名、県外は都道府県名

(第3グループ)

業 者 名	許 可 番 号	本 店 所 在 地	摘 要

本店所在地は、県内は市町村名、県外は都道府県名

様式第3号(第7条関係)

共同企業体入札参加資格申請書

年 月 日

石岡市長 宛

共同企業体の名称  
共同企業体の代表  
者の住所, 名称及  
び代表者名 印  
共同企業体の構成  
員の住所, 名称及  
び代表者名 印  
共同企業体の構成  
員の住所, 名称及  
び代表者名 印  
共同企業体の構成  
員の住所, 名称及  
び代表者名 印

今般, 連帯責任によって, 請負工事の共同施工を行うため,  
を代表者とする 特定建設工事共同企業体を結成したので, 石  
岡市発注に係る建設工事の入札に参加いたしたく, 別冊指定の書類を添えて申請いたし  
ます。

なお, この申請書のすべての記載事項は, 事実と相違ないことを誓約します。

商号又は名称及び代表者氏名	許 可 番 号	許 可 年 月 日	営 業 の 種 目
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
希望する工事種別及び工事箇所			
指 名 希 望 開 始 期 日	年 月 日		





ものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、  
とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事しゅん工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日まで脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に、負担すべき金額を控除した金額を返還する。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散による処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用する。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき、かしがあったときは、各構成員は、共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

ほか 社は、上記のとおり

特定建設工事共同企

業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名  
押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

印

印

印

様式第5号(第7条関係)

委 任 状

年 月 日

石岡市長 宛

共同企業体の名称

共同企業体の構成  
員の住所, 名称及  
び代表者名

印

共同企業体の構成  
員の住所, 名称及  
び代表者名

印

共同企業体の構成  
員の住所, 名称及  
び代表者名

印

私は, 次の共同企業体代表者を代理人と定め, 石岡市発注に係る  
し, 下記の権限を委任します。

工事に関

受 任 者 共同企業体の代表者  
の住所, 名称及び代  
表者名

印

記

委 任 事 項

- 1 見積り及び入札に関する事。
- 2 契約に関する事。
- 3 支払金の請求及び領収に関する事。

---

受任者使用印鑑

様式第6号(第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

石岡市長

印

共同企業体入札参加資格審査決定通知書

石岡市が発注する 工事に、貴共同企業体を入札参加者として認定したので、指名通知します。

なお、現場説明、入札については、下記のとおりです。

記

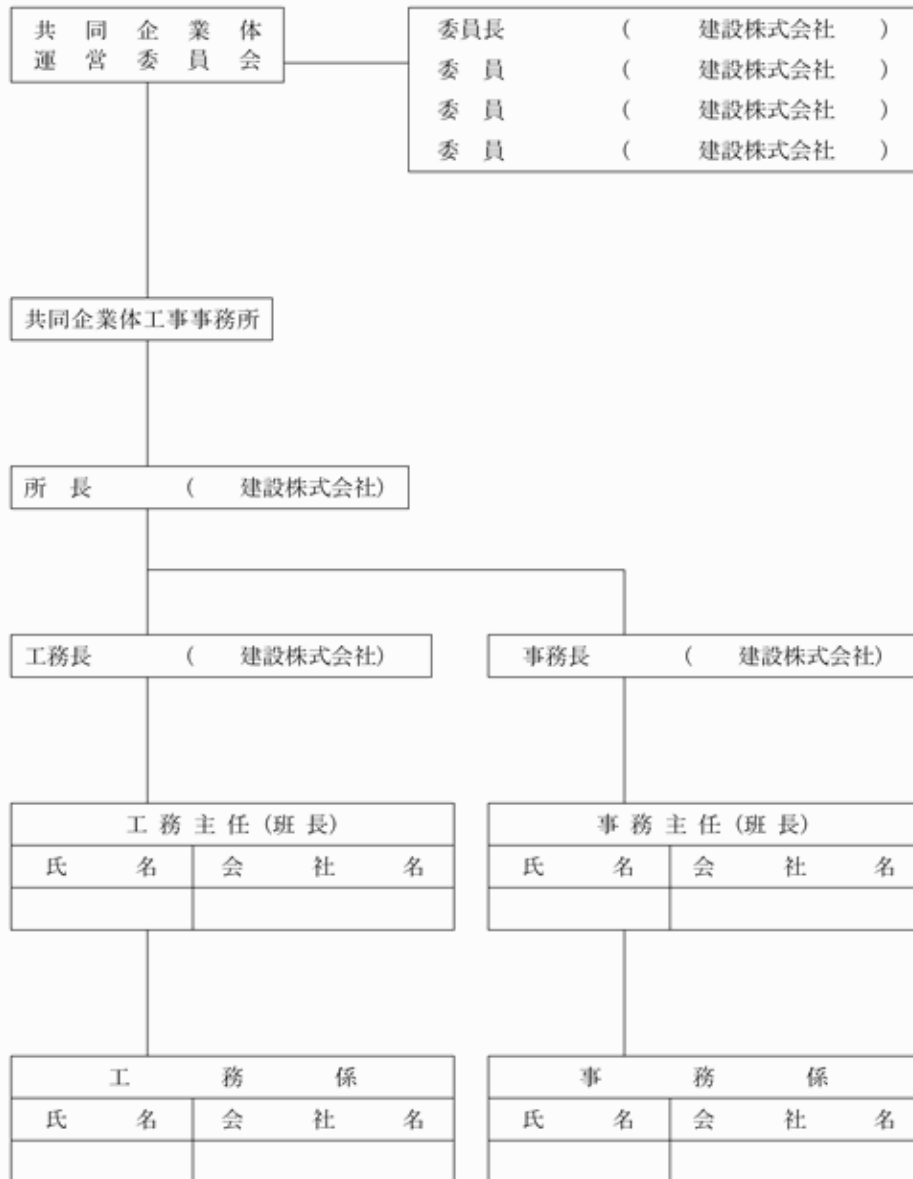
- 1 現場説明日時 年 月 日 午(前, 後) 時 分
- 2 場 所
- 3 入札日時 年 月 日 午(前, 後) 時 分
- 4 場 所

(注)

- 1 工事設計書、仕様書、図面等は閲覧(貸与)とします。
  - (1) 閲覧(貸与)期間 年 月 日から 年 月 日まで
  - (2) 閲覧(貸与)時間 午前9時から午後5時まで
  - (3) 閲覧(貸与)場所(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。

様式第7号(第12条関係)

特定建設工事共同企業体編成表



様式第 1 号 (第 6 条関係)

(平19訓令26・令元訓令 8・一部改正)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

(令元訓令 8・一部改正)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

(令元訓令 8・一部改正)

様式第 6 号 (第10条関係)

(平26訓令 7・令元訓令 8・一部改正)

様式第 7 号 (第12条関係)